

暫定議題
第10回生態学的関連種作業部会会合
2013年8月28-31日
キャンベラ、オーストラリア

1. 開会

1.1 議題の採択

1.2 文書リストの採択

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、事務局に対して会合文書を提出している場合、それぞれの会合文書を具体的な議題項目に割り当てるよう要請される。

1.3 ラポルツアーの任命

メンバーは、議題項目4及び5の一部のラポルツアーを指名するよう要請される。また、会議報告書に盛り込むため、文書の説明者は、自身が説明した文書（年次報告書を除く）に関して、簡潔な1パラグラフを提供するよう要請される。

2. 年次報告書

メンバー及びCNMは、合意されたフォーマットに従ってERSWGへの年次報告書を用意し提出することとなっている（別紙）。出席者は、ERSWG9において「ERSWGへ提出する年次報告書のテンプレートに含まれるすべての情報を提供するためのより一層の努力が払われるべきであることに留意した」ことを再認識させられる。特に、ERSWG9の報告書において、要求されていた緩和措置の遵守レベルに関する情報を提供したメンバーはいなかった。会合は、緩和措置の有効性の評価を可能にし、ひいては調査計画及び効果的なリスク管理応答へのインプットを提供するよう、義務的及び自主的な緩和措置の適用レベル（テンプレートに明記されている）が今後の年次報告書の一部となる必要があることに留意した。

メンバーは、会合前に当該報告書を読んでいるものとみなされ、この議題項目は、報告書の内容を明確にするための質問時間に当てることとしている。

2.1 メンバー

2.2 協力的非加盟国

3. ERS 作業部会に関連する他の機関の会合の報告書及び／又は成果物

CCSBT ERSWGへの長期的なオブザーバーの地位を有する全ての機関

(http://www.ccsbt.org/site/observers_attendance.php 参照) は、会合への参加及び報告書の紹介を勧められるだろう。また、メンバー及びCNMが、ERSWGに出席していない機関からの関連する報告書を提示することも可能である。議長は、まぐろ類RFMO合同混獲技術作業部会によるすべての作業の更新情報について提供する。他機関からの情報が後の特定の議題に関連する場合、その詳細な情報はこの議題ではなく当該議題の場で提示される。

4. ERS に関する情報及び助言

これは、SBT 漁業によって生じている ERS へのリスクの評価、及びそのリスクの緩和に必要となるかも知れない追加的な措置の特定について、これらを進展させるための重要な議題項目である。メンバー及びCNMは、以下の議題項目について事前に資料を作成し提出することが求められる。ERSWG9においてERS10までの作業実施が特に求められたのは、以下の関連副議題項目の注釈のとおりである。

4.1 海鳥

ERSWG9からの要請によれば、事務局はACAP及びバードライフ・インターナショナルに対し、個体群状況の概要や緩和措置のレビューを含め、SBT漁業で混獲される可能性のある海鳥についての更新情報の提供を要請することとされている。

4.1.1 資源状況に関する情報

4.1.2 他の関連する漁業からの情報

4.1.3 生態学的リスク評価

ERSWG9は、ニュージーランドが、バードライフ・インターナショナルから入手する世界の移動追跡データを反映させて、CCSBTによる海鳥に関する生態学的リスク評価を更新するよう要請した¹。

4.1.4 ERS死亡量の推定値及び不確実性の推定値を改善するための将来の分析

この中で、会合は、海鳥に対するマグロ漁業の影響評価に関する世界規模の作業をリードするというERSWG9の提案に対する他のまぐろ類RFMOからの回答²について検討すべきである。また、支持があれば、作業の進め方についても検討すべきである。

4.1.5 緩和措置の評価

出席者は、緩和措置の有効性の評価を目的とした最近の緩和措置に関する研究の結果について報告すべきである。また、進行中及び計画された緩和措置に関する研究の更新情報を提供すべきである。

また、会合は、SBT漁業のリスクを緩和するため、他の海域別RFMOで採用されているERS措置の有効性を評価すべきである³。また、SBT漁業の特徴を念頭に起きつつ、同漁業において追加的又は異なる措置が必要かどうかについて助言すべきである。事務局は、ERSWG9で要請されたように、他のまぐろ類RFMOにおけるERS緩和措置に関する事務局資料の更新版を提供することとされている。

4.1.6 CCSBT 漁船に適用できる緩和措置の勧告

ERSWG9は、SBT漁船が適用し得る海鳥に関するあらゆる関連手法を検討すべきである。この議題項目は、拡大委員会に対する保存管理措置に関する勧告について検討するためのものでもある。

4.2 サメ

4.2.1 資源状況に関する情報

ERSWG9は、日本、ニュージーランド及びオーストラリアがニシネズミザメの資源評価を共同で作業することを要請した。

4.2.2 他の関連する漁業からの情報

4.2.3 生態学的リスク評価

ERSWG9は、メンバーがSBT漁業で漁獲される海鳥以外の種（特にサメ類）の生態学的リスク評価に関する文書を作成するよう要請した。

4.2.4 ERS死亡量の推定値及び不確実性の推定値を改善するための将来の分析

¹ ERSWG9 報告書では、3カ所において、高リスク海域について定義することなく、当該海域で適用されるべき緩和措置について言及した。

² 今までのところ、ERSWGの提案に対して回答があったのはICCATのみである。ICCATの回答は、ERSWGの提案に対してそれほど熱意あるものではなかった。

³ ERSWG9は、当該項目について、将来のERSWG会合において議題項目として立てられるであろうことを明確にした。

この中で、会合は、ニシネズミザメに対するマグロ漁業の影響評価に関する世界規模の作業をリードするというERSWG9の提案に対する他のまぐろ類RFMOからの回答²について検討すべきである。また、支持があれば、作業の進め方についても検討すべきである。

4.2.5 緩和措置の評価

4.1.5の注釈参照。

4.2.6 CCSBT漁船に適用できる緩和措置の勧告

ERSWGは、SBT漁船が適用し得るサメに関するあらゆる関連手法を検討すべきである。この議題項目は、拡大委員会に対する保存管理措置に関する勧告について検討するためのものでもある。

4.3 その他の生態学的関連種

ERSWG9からの要請に従い、事務局はインド洋及び東南アジア海亀覚書 (IOSEA-Turtles)に手紙を出しており、事務局はIOSEA-Turtlesからの回答に関する文書を提出する。

4.3.1 資源状況に関する情報

4.3.2 他の関連する漁業からの情報

4.3.3 生態学的リスク評価

ERSWG9は、メンバーがSBT漁業で漁獲される海鳥以外の種の生態学的リスク評価に関する文書を作成するよう要請した。

4.3.4 ERS死亡量の推定値及び不確実性の推定値を改善するための将来の分析

4.3.5 緩和措置の評価

4.1.5の注釈参照。

4.3.6 CCSBT漁船に適用できる緩和措置の勧告

ERSWGは、SBT漁船が適用し得るその他の生態学的関連種に関するあらゆる関連手法を検討すべきである。この議題項目は、拡大委員会に対する保存管理措置に関する勧告について検討するためのものでもある。

4.4 SBT資源の状況に影響を与え得る捕食種及び餌料種

ERSWG9は、メンバーは次回のERSWG会合における検討のために関連文書を提供するよう要請した。加えて、ニュージーランドはERSWG9に対し、ニュージーランドが2006年から実施している胃内容物に関する作業の更新情報を提供することを報告した。

5. ERS データ収集

この議題項目は、SBT 漁業による影響のモニタリング及び緩和措置の有効性の評価に関するデータ収集について議論するためのものである。この議題項目はまた、データの改善につながるであろう取組みを網羅することを目的としている。

5.1 ERSWG データ交換

CCSBT19は、年次ERSWGデータ交換の詳細について合意した。ERSWG10は、メンバーにとって、データ交換プロセス及び提供されたデータをレビューする最初の機会になるだろう。会合は、発生したあらゆる問題の特定及び必要に応じた改善を勧告するためにデータ交換をレビューすることを勧告されている。

5.2 オブザーバーデータ

ERSWG9は、他のRFMOとの調和の可能性も考慮しつつ、オブザーバーデータに関する最低要件を策定する必要があることに合意した。この作業は休会期間中に実施されるべきであり、また事務局により作業が促進されるべきであると勧告された。

この議題項目は、最低要件に関する休会期間中の作業の結果について検討、議論するためのものである。

5.3 電子モニタリング

ERSWG9 は、メンバーは ERS の相互作用に関する情報収集のための電子モニタリングシステムの使用の追加的な詳細情報を提供するよう要請した。

5.4 識別方法の手引き

ERSWG9 は、バードライフ・インターナショナル、ACAP、メンバー及び CNM が、海鳥の識別方法を改善するためのプロトコルを作成するために協力するよう勧告した。この議題項目は、これらのプロトコルと追加的行動の議論の進捗状況を報告するためのものである。

6. 普及啓発活動

メンバー国により実施された普及啓発活動は議題項目 2 でカバーされるべきであり、ここで議論される必要はない。この議題項目は、ERS に関する混獲緩和措置及び/又はデータ収集を強化するために CCSBT により実施されるあらゆる新たな活動の議論を目的としている。

6.1 更新版 CCSBT ERS パンフレット

事務局は ERSWG9 での合意に沿って ERS パンフレットの更新版を最終化した。また全てのメンバー国の言語に翻訳したパンフレットを作成し、CCSBT ウェブサイトの混獲問題のページの下の方に掲載している。これらのパンフレットは、会合の参考文書として提供される。ERSWG は、これらのパンフレットに関して追加的な作業を望むかどうか検討すべきである。

7. 将来の作業計画

8. その他の事項

9. CCSBT 補助機関による ERS 問題の検討の参照

ERSWG は CCSBT のその他の補助機関に具体的に問い合わせるべき事項について検討する可能性があるため、この議題項目が追加された。例えば、最低限のオブザーバーデータ収集要件に関するあらゆる変更勧告は、拡大科学委員会での検討を参照すべきである。同様に、ERSWG は、ERS 遵守問題もしくはモニタリング要請の遵守について、遵守委員会の検討を参照する必要があるだろう。

10. 拡大委員会への勧告及び助言

SBT 漁業の ERS へのリスク、他の RFMO がそれぞれのリスクを緩和するために実施している取組みの概要の提供、メンバーが提案したあらゆる保存管理措置の検討についての拡大委員会への助言に関する勧告。

11. 結論

11.1. 会合報告書の採択

11.2. 次回会合の時期についての勧告

11.3. 閉会